

## 第一章 火薬類に関する事業

### 第 8 火薬類の廃棄

- 1 火薬類を廃棄しようとする者は、廃棄地を管轄する知事の許可を受けなければならない。(法第 27 条)

【許可の基準】法第 27 条第 2 項、規則第 66 条

【様式第三十：施行規則】火薬類廃棄許可申請書